

広報

みさと号外

第4報 令和8年9月10日発行

☎ 司法書士による 無料法律相談会開催

ローンが残った住宅や車が被災した、借家が被災して住めなくなった、会社経営の再開の目途が立たないなど、継続的な法的支援のため、無料相談会を開催します。

- 【開催期間】 9月10日（木）～
毎月第2・第4木曜日（終了時期未定）
- 【開催時間】 13時～16時
- 【会場】 役場中央庁舎1階西側相談スペース
- 【相談方法】 面談形式（予約不要・相談無料）
- 【問合先】 熊本市司法書士会
☎096-364-2889

🏠 台風・大雨時の避難所開設について

台風や大雨に伴い避難所を開設する場合、当面の間、以下の3か所を避難所として開設します。

避難所を開設する際は、防災行政無線やライブビジョンなどでお知らせします。

- 【避難所】
中央庁舎 / 砥用庁舎 / B & G 海洋センター
- 【問合先】 総務課 防災交通係
☎46-2111

💧 井戸の不具合の事前受付

地震により、住宅の井戸水の濁り、水が出にくい、井戸周辺の異常など不具合がある方を対象に、熊本市による原因調査や、必要に応じた井戸洗浄などの受付が行われます。

- 【問合・申請方法】
いずれかの方法でお申し込み下さい。
- ・総務課 防災交通係へ電話 ☎46-2111
- ・下記二次元コードから申し込み

申し込みはこちらから▶



がんばる県くまもと 助け合い、支えあい 力を合わせて復興を

このたび、広報みさと号外第4報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。町の最新情報は町ホームページやライブビジョンで随時発信しています。

【重要】いつもより「早い避難」を！
🏠 洪水・土砂災害の危険度が高まっています

地震の影響により、堤防の地盤、山の斜面が弱くなり、浸水や土砂災害が発生しやすい状況です。少ない雨でも危険が高まるおそれがあります。

- 【警報の基準を下げています！】
危険性が高まっているため、大雨や洪水の警報を出す基準を引き下げました。
いつもより【少ない雨】【低い水位】で警報が発表されます。
「まだ雨が強くないから」と油断せず、情報が出たら早めの避難行動をお願いします。
- 【警戒レベルととるべき行動】
◆警戒レベル3（高齢者等避難）
お年寄りなど避難に時間がかかる方は、避難を開始！
◆警戒レベル4（避難指示）
危険な場所にお住まいの方は、全員必ず避難！
- 【問合先】 総務課 防災交通係
☎46-2111

🏠 宅地被害の事前受付

町では、地震による宅地被害の状況を把握するため、被害の事前受付を行っています。

現在、宅地被害に対する支援制度については検討中です。そのため、補助の有無や対象となる範囲は決まっていません。また、事前受付を行った場合でも、公的支援をお約束するものではありません。状況によっては、所有者ご自身で復旧していただく場合があります。

宅地に被害がある場合は、復旧の予定があるかどうかにかかわらず、まずは被害状況を町へご報告ください。

- 【問合先】 総務課 防災交通係
☎46-2111

自宅敷地内への
🏠 建設型応急住宅について

地震により被災し、農作業などの理由で自宅敷地内に住む必要がある方は、敷地内に応急住宅を設置できる場合があります。

- 【対象者】
①または②に該当し、かつ③・④を満たす方
① 家屋が「全壊」し、居住する住家がない方
② 住家が「半壊」以上で、住家として利用できず、解体する方
③ 農業などの事情で、自宅敷地内に住む必要がある方
④ 敷地内に設置できる要件（※）を満たす方
※接道幅4m以上、間口約6m以上、搬入経路が確保できることなど

また、応急住宅を建てるための十分な広さがあり、上下水道が使えること、資材の搬入や生活・農作業に支障がないことなど、実際に設置できる環境であることが必要です。

- 【問合先】
福祉課 障がい・生活支援係
☎47-1116

🔪 被災した学用品を配布します

地震により被災し、学用品を損失または損傷し、就学上支障のある児童・生徒に学用品を支給します。

- 【対象者】
被災（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）により、学用品を損失・損傷した児童・生徒
- 【支給対象】
文房具、通学用品、運動用品など
※詳しくはHPをご覧ください。
- 【上限額（1人あたり）】
・小学生：5,800円
・中学生：6,100円
・高等学校等生徒：6,600円
- 【申込期限】 10月27日（火）まで
- 【申請に必要なもの】
・「罹災証明書」のコピー
※罹災証明書が未発行の世帯は、発行後に申請可能です。

- 【申込・問合先】
中央庁舎（学校教育課 学校教育係）
☎46-2115
砥用庁舎（福祉課 障がい・生活支援係）
☎47-1116

💰 災害援護資金の貸付制度について

地震により、世帯主が負傷、または住居・家財に被害を受けた世帯の生活の立て直しをするため、災害援護資金の貸し付けが受けられる制度です。

- 【対象者】（所得制限あり）
・世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷があった世帯
・住居が半壊（大規模半壊、中規模半壊含む）または全壊した世帯
・住居全体が滅失、流失した世帯
・家財の価額のおおむね3分の1以上に損害を受けた世帯

- 【貸付限度額】 150万円～350万円
- 【利率】 年1.5%（据置期間は無利子）
- 【据置期間】 3年（特別な場合5年）
- 【償還期間】 10年（据置期間を含む）
- 【償還方法】 年賦、半年賦または月賦
- 【申込期間】 10月30日（金）まで
- 【問合先】
福祉課 障がい・生活支援係
☎47-1116

🏠 生活必需品の支給について

地震により被災された方へ生活必需品の支給を行います。

- 【対象者】
被災（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）による生活必需品の喪失などにより、日常生活を営むことが困難な方
- 【申請方法】
申請書または下記二次元コードから
- 【留意事項】
・被災の程度や世帯人数によって上限額が異なります。
・ものによって、調達できない場合や納品までに時間がかかる場合があります。
・ブランド、デザイン、色などのご要望にはお応えできません。
・本申請は、1世帯につき1回限りです。

- 【問合先】
福祉課 障がい・生活支援係
☎47-1116

申し込みはこちらから▶



裏面もご覧ください▶



おもな生活支援・住宅支援制度を内容変更に伴い再度お知らせします

申込・問合せ先 福祉課 障がい・生活支援係 ☎47-1116



▲ホテル等避難申込フォーム
熊本県ホテル等避難コールセンター
☎0120-325-327

支援内容	対象者	対象施設	備考
入浴支援 町独自支援事業	被災され、自宅で入浴できない町民	・元気の森かじか、 ・総合体育館（避難所）	各施設で地震により入浴できない旨を申し出ること
入浴支援 県事業	避難所で生活されている方、自宅が被災し入浴ができない方	・佐俣の湯 ・その他 協力公衆浴場（県 HP にて随時更新）	役場で証明書の発行手続きが必要
ホテル等避難	被災されホテル等へ避難を希望される方	県内協力ホテル等	二次元コードまたは電話で申込

支援内容	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	その他	条件など
建設型応急仮設住宅	○	△	△	△	－	－	長期避難 ○	・大規模半壊～半壊は解体世帯が対象 ・障害物除去、応急修理との併用は不可
賃貸型応急仮設住宅	○	△	△	△	－	－	－	・大規模半壊～半壊は解体世帯が対象 ・障害物除去との併用は不可
建設型応急仮設住宅 （自宅敷地内設置）	△	△	△	△	－	－	－	・農業、畜産業などのため、自宅敷地内で生活を続ける必要がある方 ・大規模半壊～半壊は解体世帯が対象 ・障害物除去との併用は不可
応急修理	△	○	○	○	○	－	－	・全壊の場合は要相談 ・建設型応急仮設住宅、公費解体との併用は不可 ・賃貸型応急仮設住宅との併用は要相談
限度額	757,000 円	757,000 円	757,000 円	757,000 円	367,000 円			
障害物除去	△	○	○	○	－	－	－	・全壊の場合は要相談 ・応急仮設住宅との併用は不可
生活必需品	○	○	○	○	－	－	－	・日常生活に必要な必要最低限の生活必需品
学用品の給与	○	○	○	○	－	－	－	・教科書・文房具・通学用品などが対象
災害援護資金（貸付）	○	○	○	○			家財被害 世帯主の負傷 家屋滅失流失 ○	・貸付にあたり所得制限あり ・家財の 1/3 以上の損害：150 万円 ・世帯主の 1 か月以上の負傷：150 万円 ・住居の全体が滅失、流失：350 万円 ※その他特別な事情：250 万円～ 350 万円 ・申込期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）
限度額	250 万円 ～ 350 万円	170 万円 ～ 270 万円※	170 万円 ～ 270 万円※	170 万円 ～ 270 万円※	－	－		
被災者再建支援制度	○	○	△				長期避難 ○	・単数世帯は 3/4 の額
基礎支援金	100 万円	50 万	－	－	－	－	100 万円	
加算支援金	50 万～ 200 万	50 万～ 200 万	25 万～ 100 万				50 万～ 200 万	
公費解体	○	○	○	○	－	－	－	・応急修理との併用不可

緊急修理	被害箇所の写真による確認	・写真などで職員が準半壊相当と判断できたもの（罹災証明は不要）
限度額	56,400 円	

※自宅の解体や全壊等で一時的に自宅に住めない方は、水道や浄化槽の手続きがありますので上下水道課にご連絡をお願いします。